

養殖飼料価格高騰対策緊急支援事業実施要領 (重点支援地方交付金活用)

第1 趣 旨

ウクライナ情勢に伴う経済変動等の影響により魚粉価格および魚粉を原材料とする養殖用配合飼料の価格が高騰し、養殖業者の経営がひっ迫することが懸念されている。この影響を緩和するため、令和3年4月、一般社団法人 漁業経営安定化推進協会（以下「安定化推進協会」という。）が漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う養殖用配合飼料価格安定対策事業（以下「国制度」という）による補填金が交付（以下、「補填発動」という）されたものの、急激な価格上昇により令和3年同時期より養殖業者の実質的な負担は増加している。しかし、コロナ禍に伴う、県内インバウンド・外食需要の減少のため、県産水産物の需要の落ち込み、魚価が低迷しており、生産コストの増加分を販売価格に転嫁することが困難な状況にある。

そこで、飼料価格の高騰によりひっ迫度が増している養殖経営の負担を軽減し安定生産を図るため、配合飼料の価格高騰について国制度による補填の対象とならない部分に対し、岐阜県補助金交付規則（以下、「交付規則」という）、岐阜県水産業総合振興事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）および本要領の定めるところにより支援を実施する。

第2 事業の内容

1 事業内容

配合飼料の価格高騰について国制度による補填の対象とならない部分（養殖業者実質負担増分）に対し支援を実施する。

2 事業実施主体

岐阜県池中養殖漁業協同組合

3 対象事業者及び要件

- ・ 県内養殖業者
- ・ 国制度に加入している、又は令和7年度加入予定の者（以下、「加入予定者」という）
- ・ なお、加入予定者を対象とする場合、事業実施主体は別様式第1号による国制度への加入に関する誓約書の提出を求めることとする。

4 補助対象経費

知事は、予算の範囲内において、交付要綱別表第2（10）にその内容を定める。なお、本事業の補助対象経費の詳細は当要領別表1、2のとおりとし、補助対象経費以外のものと明確に区別でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

別表1のとおり

5 支援対象期間

令和7年10月から令和8年3月まで

6 事業実施年度

令和7年度

第3 事業の実施

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、安定化推進協会が発出する当該四半期の補填判定結果通知書の発出の

日から起算して20日を経過した日までに交付要綱に基づく補助金交付申請書を作成し、知事へ補助金の交付を申請すること。なお、交付要綱別記第2号様式の定める「その他知事の必要と認める書類」は、本要領別記様式第2号を指す。

2 補助金の実績報告

事業実施主体は事業が終了した場合は、交付要綱に基づく事業実績報告書を作成し知事へ提出すること。なお、補助金の全額が概算払又は前金払により交付された場合の提出期限は、交付要綱第9条第3項の規定にかかわらず、同条第2項の規定に従うこと。

第4 その他

事業の実施にあたっては、交付規則、交付要綱および本要領に従うとともに、その他必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月27日から施行する。

(別表1) 補助対象経費

区分	補助対象経費
1 配合飼料購入費	<p>・令和7年第1四半期(令和7年4月～6月)、第2四半期(7月～9月)、<u>第3四半期(10月～12月)及び第4四半期(令和8年1月～3月)</u>における配合飼料の購入に要する経費のうち、以下の計算式により求められる金額</p> <p>補填発動ありの場合： (当該四半期の補填基準価格－令和3年度養殖業者実質負担価格) × 当該四半期の補填対象購入実績量</p> <p>補填発動なしの場合： (当該四半期の平均価格－令和3年度養殖業者実質負担価格) × 当該四半期の補填対象購入実績量</p> <p>・令和3年度の同時期の養殖業者実質負担価格はそれぞれ以下のとおりとする。 第1四半期：185,899円、第2四半期：181,671円、第3四半期：175,646円、第4四半期：186,407円</p> <p>※養殖業者実質負担価格：当該四半期において補填発動ありの場合は、当該四半期の補填基準価格 当該四半期において補填発動なしの場合は、当該四半期の平均価格</p>
2 推進事務費	事業実施者が事業の実施に要する経費であって別表2に掲げる経費とする。

(別表2) 推進事務費の内訳

費目	細目	内容	注意点
事業費	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
賃金	事業推進事務費	事業を実施するために直接必要な取組に対する事務に係る人件費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に準じて算定すること。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
-	-	その他知事が必要と認める経費	

注) 上記の経費であっても、次の場合には認めないものとする。

補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体で具備すべき備品・物品等を購入ないしリース・レンタルする場合

別記様式第1号（第2の2関係）

漁業経営セーフティネット構築事業（養殖用配合飼料価格安定対策事業）
加入に関する誓約書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

事業実施主体 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿が実施する養殖飼料価格高騰対策緊急支援事業の申請に当たり、令和7年度より一般社団法人 漁業経営安定化推進協会が行う養殖用配合飼料価格安定対策事業（国制度）へ加入することとし、期日までに加入申請書を提出することを誓約します。

この誓約に反した場合、貴殿の指示に従い、受領した補助金の全額を速やかに返納いたします。